

新見公立大学大学院学則（案）

平成 26 年 4 月 1 日

規則第 3 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
 - 第 2 章 課程、研究科、専攻、学生定員及び教育研究上の目的（第 3 条・第 4 条）
 - 第 3 章 標準修業年限及び在学期間（第 5 条）
 - 第 4 章 学年、学期及び休業日（第 6 条—第 7 条）
 - 第 5 章 入学、退学及び休学等（第 9 条—第 20 条）
 - 第 6 章 教育課程及び履修方法等（第 21 条—第 26 条）
 - 第 7 章 修士課程の修了（第 27 条・第 28 条）
 - 第 8 章 検定料、入学料及び授業料等（第 29 条・第 30 条）
 - 第 9 章 教員組織等（第 31 条・第 32 条）
 - 第 10 章 科目等履修生及び研究生（第 33 条）
 - 第 11 章 賞罰（第 34 条・第 35 条）
 - 第 12 章 附属施設（第 36 条）
 - 第 13 章 雑則（第 37 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 新見公立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、深奥を究め、学術と教育の振興を図り、保健・医療・福祉の増進と地域医療の発展に寄与するとともに、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを目的とする。

（自己評価）

第 2 条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

第 2 章 課程、研究科、専攻、学生定員及び教育研究上の目的

（課程）

第 3 条 本学大学院に修士課程を置く。

（研究科、専攻、学生定員及び教育研究上の目的）

第 4 条 本学大学院に次の研究科及び専攻を置き、学生定員及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員	教育研究上の目的
看護学研究科	看護学専攻	5人	10人	保健・医療・福祉分野における様々な課題に主体的に取り組み、地域医療に貢献するとともに、総合的な調整能力とリーダーシップを有する看護専門職、看護研究者・教育者の育成を目指す。

第3章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限及び在学期間)

第5条 本学大学院修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 修士課程の在学期間は、4年を超えることができない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を区別して、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 大学開学記念日
- (4) 春期休業日 3月15日から3月31日まで
- (5) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで
- (6) 冬期休業日 12月25日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めた場合は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第5章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長は、特別の事情がある場合には、後期始めに入学させることができる。

(入学資格)

第10条 本学大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 文部科学大臣が指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22 歳に達したもの
- (10) 大学に 3 年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定めるものを含む。）であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと学長が認めたもの
（入学志願者の手続）

第 11 条 本学大学院への入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 2 提出すべき書類、提出の時期及び方法については、別に定める。
（入学者の選考）

第 12 条 前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
（入学の手続及び入学の許可）

第 13 条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、本学大学院所定の書類を提出するとともに、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程に定める入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に入学を許可する。
（転入学）

第 14 条 学長は、他の大学院に在籍している者で本学大学院に転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り選考の上、研究科教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。
（再入学）

第 15 条 第 19 条の規定により本学大学院を退学した者で、再び入学を希望するときは、学長は欠員のある場合に限り選考の上、研究科教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により再入学する場合は、第 11 条、第 12 条及び第 13 条の規定を適用する。ただし、退学の日から 1 年以内に再入学する場合は、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程に定める入学料は、免除する。

(保証人)

第16条 入学(転入学等を含む。)を許可された者は、保証人2人を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

- 2 保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。
- 3 保証人は、学生の在学中、当該学生に関する一切の事項について責任を負うものとする。
- 4 保証人が死亡し、又はその資格を欠くに至ったときは、保証人を補充しなければならない。
- 5 保証人の住所、氏名等に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(休学)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2か月以上修学することができない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の許可は、研究科教授会の議を経て学長が行う。
- 3 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、研究科教授会の議を経て休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。
- 5 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 6 休学期間は、第5条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中に復学を希望するときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学等)

第19条 学生が退学しようとするとき、又は他の大学院に転学しようとするときは、理由書又は医師の診断書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、研究科教授会の議を経て学長が行う。
- 3 学長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、研究科教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第5条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第17条第5項に規定する期間を経過してなお修業できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促しても納付しない者
- (4) 死亡又は行方不明の届出がなされた者
- (5) 学力劣等又はその他の事由により成業の見込みがないと認められた者

第6章 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第21条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行うものとする。

(授業科目)

第22条 授業科目の種類及びその単位数並びに学生が修得すべき単位数は、別表のとおりとする。

- 2 授業科目の履修方法については、本学則に定めるもののほか、学長が別に定める。

(成績の評価)

第23条 成績の評価は100点満点とし、次の4段階に分けて、60点未満を不合格とする。

優(80点以上) 良(80点未満~70点) 可(70点未満~60点) 不可(60点未満)

2 不合格の授業科目については、再試験を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、10単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として、研究科教授会の議を経て学長が認定することができる。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第25条 教育上有益と認めるときは、第13条第2項の規定により入学許可される前に、他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により取得したものを含む。)及び前条第1項の規定により与える単位については、合わせて、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として、研究科教授会の議を経て、学長が認定することができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 第14条の規定により転入学又は第15条の規定により再入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位の取扱い及び在学すべき年数については、研究科教授会の議を経て学長が決定するものとする。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第26条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第5条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 修士課程の修了

(修了の要件)

第27条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年以上在学し、別表の定めるところにより、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士論文の審査及び試験については、別に定める。

(修了の認定及び学位の授与)

第28条 前条の規定による要件を備えた者には、学長は、研究科教授会の議を経て修了を認定し、修了証書を授与する。

2 学長は、修了した者には、新見公立大学大学院学位規程の定めるところにより次の区分に従い、修士の学位を授与する。

研究科	専攻	資格等
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）

第8章 検定料、入学料及び授業料等

（検定料等の額）

第29条 本学大学院の検定料、入学料及び授業料等の額並びに納付方法については、別に定める。

（授業料の減免）

第30条 学業成績優秀な者であつて、授業料の負担が困難と認められるものについて、別に定めるところにより、その授業料を減免することができる。

第9章 教員組織等

（教員組織）

第31条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、新見公立大学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれを充てる。

2 前項に規定する者のほか、必要があるときは、客員教授又は非常勤講師を加えることができる。

（研究科教授会）

第32条 本学大学院の教育及び研究等に関する事項を審議するため研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、研究科長並びに研究科で科目を担当する専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。

3 研究科教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 科目等履修生及び研究生

（科目等履修生等）

第33条 本学大学院の開設授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、学長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 本学大学院において、所定の授業科目に関連した学術の研究を志願する者があるときは、当該研究科の教育及び研究に支障がない限りにおいて、学長は、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

3 科目等履修生及び研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 賞罰

（表彰）

第34条 学生として表彰に値する行為があつた者については、学長は、研究科教授会の議を経てこれを表彰することができる。

(懲戒)

第35条 本学大学院の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、研究科教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 附属施設

第36条 新見公立大学学則第40条の規定を準用する。

第13章 雑則

(委任)

第37条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第 22 条、第 27 条関係)

設置科目	科目名	必修単位	選択単位	修了要件		
共通科目	看護研究特論	2		共通科目から 8 単位以上 (必修科目 4 単位含む)		
	看護学の動向と展望		2			
	統計学特論		2			
	人間関係特論		2			
	看護実践と倫理		2			
	看護教育特論		2			
	看護管理特論		2			
	地域医療支援特論	2				
専門科目	地域生活支援看護学領域	健康支援活動特論		2	研究課題に関連した領域の科目から選択し 6 単位、2 領域の選択外の科目から 4 単位以上	
		高齢者ケア特論		2		
		高齢者コミュニケーション特論		2		
		在宅看護支援特論		2		
		地域ケアマネジメント特論		2		
	療養支援看護学領域	療養支援看護学特論		2		
		看護技術特論		2		
		成人看護支援特論		2		
		育成看護支援特論		2		
		精神看護ケア特論		2		
	演習・研究	地域生活支援看護学課題演習		2		研究課題に関連した課題演習のいずれかを選択必修で 2 単位
		療養支援看護学課題演習		2		
		特別研究 I	4			研究は全て必修で 10 単位
		特別研究 II	6			
修了要件及び履修方法						
看護学研究科の修了要件は、共通科目から 8 単位以上（必修 4 単位を含む）、専門科目の 2 領域のうちから各自の研究課題に関連した領域の科目から選択し 6 単位、2 領域の選択外の科目から 4 単位以上、各自の研究課題に関連した地域生活支援看護学課題演習、療養支援看護学課題演習のいずれかを選択し 2 単位、特別研究 I 4 単位及び特別研究 II 6 単位の合計 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。						

新見公立大学大学院研究科教授会規程（案）

平成 26 年 4 月 1 日

規程 103 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、新見公立大学大学院学則（平成 26 年規則第 3 号。以下「大学院学則」という。）第 32 条第 3 項の規定に基づき、研究科教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 研究科教授会は、研究科長並びに研究科で科目を担当する専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。

2 事務局長、総務課長及び学務課長は、出席するものとする。

3 研究科教授会が必要と認めた場合は、研究科を担当する助教及び客員教授並びに事務職員を出席させることができる。

（所掌事務）

第 3 条 研究科教授会で審議する教育又は研究に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育研究に関すること

(2) 学生の入学（転入学及び再入学を含む）、退学、休学、復学、除籍、及び修了に関すること

(3) 学生の試験及び単位の認定に関すること

(4) 学位授与に関すること

(5) 学生の生活支援に関すること

(6) 学生の賞罰に関すること

(7) 規程、学則に基づく研究科諸規定に関すること

(8) その他研究科教授会が必要と認める重要事項に関すること

（定例会及び臨時会）

第 4 条 研究科教授会の会議は、定例会及び臨時会とし、研究科長が議長となる。

2 定例会は、原則として毎月 1 回これを招集する。

3 臨時会は、緊急を要するとき、又は次条第 3 項の規定による招集の請求があるときに、その議題に限り招集する。

（招集）

第 5 条 研究科長は、研究科教授会を招集する場合は、研究科教授会の開催日時及び付議すべき議題を開催日の 5 日前までに第 2 条に定める研究科教授会の構成員(以下「構成員」という。)に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、研究科教授会の招集通知後に緊急を要する議題がある場合は、これを議題として付議することができる。

3 構成員の 3 分の 1 以上の者から付議すべき議案及びその理由を示して開催の請求があったときは、研究科長は、研究科教授会を招集しなければならない。この場合において、研究科長は、請求のあった日から起算して、原則として 7 日以内に招集するものとする。

（会議の成立等）

第 6 条 研究科教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の者の出席をもって成立する。ただし、次の各号の

いずれかに該当する者は、構成員の総数から除くものとする。

- (1) 海外渡航者
- (2) 内地留学中の者
- (3) 業務出張中の者
- (4) 休職中の者

2 研究科教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(職務代行)

第7条 研究科長に事故があるとき、又は欠けたときは、研究科長があらかじめ指名した構成員が、職務を代行する。

(欠席届)

第8条 構成員は、病気その他やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、欠席届(別記様式)を研究科長に提出しなければならない。

2 前項の欠席届を提出するいとまがないときは、電話等で届け出るものとする。ただし、事後にその理由を明記した欠席届を提出しなければならない。

(議事録)

第9条 事務局長は、議事録を作成し、構成員に配布するものとする。

(委任)

第10条 学則及びこの規程に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式(第8条関係)

欠 席 届	
私は、	年 月 日開催の研究科教授会を欠席します。
理由	
	年 月 日
新見公立大学大学院研究科長 様	
	研究科・専攻 職名 氏名 ㊟